

平成 2 9 年度

第 1 回

区 長 会 資 料

(本 編)

と き 平成 2 9 年 4 月 2 8 日 (金)
午後 6 時 3 0 分から

と ころ 八頭町中央公民館

日 程

1. 開 会

午後 6 : 3 0

2. 町長あいさつ

3. 議会議長あいさつ

4. 各課長による所管事項の説明

5. 質 疑

6. 閉 会

午後 8 : 3 0

(予定)

目 次

総務課	P 1
税務課	P 2
地方創生室	P 3
企画課	P 4
人権推進課	P 5
男女共同参画センター	P 6
町民課	P 7
福祉課 (福祉事務所)	P 8
保健課 (郡家保健センター内)	P 9
産業観光課	P 10
建設課	P 11
上下水道課	P 12
地籍調査課	P 13
教育委員会	P 14
議会事務局	P 15
農業委員会	P 16
八頭町社会福祉協議会	P 17
八頭町行政機構図	P 18

総 務 課

本 庁 総 務 課 TEL 76-0201 FAX 73-0147
防 災 室 TEL 76-0203
船 岡 住 民 課 TEL 72-0044 FAX 73-0290
八 東 住 民 課 TEL 84-1222 FAX 84-2818

1. 区長関係について

- ①区長会について（原則年2回とします。）
全体：4月28日、11月下旬頃（予定）
- ②平成29年度区長報酬（手当）について
均等割額 12,000円 世帯割額（1世帯当り）800円
- ③区長文書について【区長会資料（資料編）P3】
原則として月1回（月末ごろ）発送いたします。
- ④村づくり座談会の開催について【区長会資料（資料編）P23】
集落、自治会単位で実施する予定です。随時受付いたしますので、お申し込みください。
- ⑤行政懇談会の開催について
町内14会場で、行政懇談会を開催します。皆様のご出席をお願いします。

2. 各種補助制度について【区長会資料（資料編）P4～P11】

3. 平成29年度予算の概要について【区長会資料（資料編）P12～P13】

4. 課名変更について

平成29年4月1日から、一部、課名等の変更を行いました。
【区長会資料（本編）P18】
皆様に分りやすく利用しやすい課の名称として、変更いたしました。
福祉環境課 ⇒ 町民課 福祉事務所 ⇒ 福祉課

5. 防災関係について

各集落に集落支援職員を配置し防災訓練による防災体制を推進します。
集落支援職員については、決定次第に後日連絡します。
8月27日（日）防災訓練を実施します。（八頭町防災の日9月1日）

【区長会資料（資料編）P14】

6. その他

- ① 町の防災無線設備を使って放送を行う場合は、集落名を言ってから放送をお願いします。
- ② 地縁団体の結成促進及び変更届出をお願いします。（H29.4.1）現在 33 団体
- ③ 交通安全教室の開催を要望される集落は、防災室へ連絡をお願いします。
- ④ 平成29年度の主な年間行事予定【区長会資料（資料編）P22】

税 務 課

本 庁 税 務 課 TEL 76-0204

1. 納税通知書の送付について

町税の納税通知書は、本年度より全て郵送いたします。また、各税目の納期限を下記のとおり変更いたしました。

平成29年度 町税の月別納期一覧表

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税		① 月末		② 月末					③ 26日		④ 月末	
軽自動車税	全 月末											
町 県 民 税			① 月末		② 月末		③ 月末			④ 月末		
国民健康保険税			① 月末	② 月末	③ 月末	④ 月末	⑤ 月末	⑥ 月末	⑦ 26日	⑧ 月末		

※納期限(月末)が土・日曜日、休日などの場合は翌日又は翌々日となります。

※納税につきましては便利な口座振替をご利用ください。

2. 納税組合奨励金について

○平成29年度より廃止とさせていただきます。

なお、平成28年度後期分の奨励金につきましては、5月15日に各納税組合の口座へ振り込みいたします。振込口座を変更された場合は、税務課へ届け出をお願いします。

3. 町税の納付について

○本年度よりコンビニでの納付ができるようになります。

・町税の納付については、役場の窓口、銀行、農協、信用金庫、郵便局等で納付いただいております。本年度からコンビニでも納付ができるようになりますが、一納付書30万円以上の税額については、ご利用いただけませんので、ご注意ください。

地 方 創 生 室

本 庁 地方創生室 TEL 76-0213

1. 八頭町人口ビジョン・八頭町総合戦略について

八頭町では、2060年の目標人口を12,000人とする「八頭町人口ビジョン」及び平成27年度から平成31年度までの今後5か年の政策目標や施策の基本的方向性、主な施策を示した「八頭町総合戦略」を策定しました。

これまでの実績を踏まえ、見直しを行いつつ、地方創生に向けて、住民・行政が協働してまちづくりに取り組みます。

2. 隼Lab. (はやぶさらぼ) の取組みについて

八頭町では、総合戦略に基づく重点取組事項として、統合後の隼小学校跡を、企業や起業家のビジネス拠点・地域のコミュニティ拠点「隼Lab. (はやぶさらぼ)」として整備し、今年秋にも運用を開始する予定です。

事業の進捗状況等を随時情報提供していきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

3. 空き家バンク等について

移住・定住対策として、IJU ターン促進事業を実施しています。集落での受け入れの協力及び空き家バンク登録への協力をお願いします。

4. 住宅リフォーム助成制度について

移住・定住対策の更なる取組みとして、住宅の新築・改修等に要する費用の一部を助成しています。活用を検討される方がいましたら、ご紹介いただくようご助言願います。

【助成対象】

40歳以下の夫婦世帯、40歳以下の夫婦＋親世帯、
18歳以下の子供がいる世帯

【助成額】

100万円以上の工事に対して、1件あたり30万円（定額補助）

5. 魅力ある地域づくり推進事業補助金について

地域振興や地域活性化につながる事業に取り組んでいただける個人、グループ、団体等の活動を支援するため、「魅力ある地域づくり推進事業補助金」を制定しています。

来年度の事業募集を平成30年2月頃に行う予定であり、個人、グループ、団体等で「魅力ある地域づくり推進事業補助金」を活用して、事業に取り組んでみようと思われる方はご相談ください。

【助成額】

総事業費の8割以内とし、補助限度額は20万円

企 画 課

本 庁 企 画 課 TEL 76-0212

1. 光ケーブルによるサービスについて

八頭町では全地域で、ケーブルテレビ及び光インターネットサービスが提供されています。ケーブルテレビでは、八頭町ニュースや議会中継など地域の情報などを放映しています。また、今年の4月から月額基本料金を税抜700円に引き下げるとともに、加入金無料キャンペーンなどを実施していますので、加入促進にご協力ください。

【加入申込又は問合せ先】

◇ケーブルテレビ・・・(株)全関西ケーブルテレビジョン

(Tel) 0120-968-138 [受付時間：平日の9:30～17:30]

◇光インターネット・・・NTT西日本

(Tel) 0120-931-968 [受付時間：平日の9:00～17:00]

*各集落の公民館にケーブルテレビを引かれる場合は、町の公共施設として、加入料金及び基本料金が無料です。但し、NHKの受信料金は必要となりますのでご注意ください。

2. タクシー利用助成制度について

65歳以上で乗用車の免許証をお持ちでない方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等に対して、タクシーの利用助成を行っております。利用には事前の登録が必要ですので、本人確認のできる保険証と、印鑑をご持参いただき、各庁舎で手続きをお願いします。

【補助金の額】

八頭町内 タクシー運賃の2/3の額

(最低個人負担 300円、最高個人負担額 800円です。)

3. 公共交通機関の利用について

*大江線・私都線を含む町営バス料金は一律100円ですので、買い物・通院等にご利用ください。

*若桜鉄道切符・町営バスの回数券は郡家駅「ぷらっとぴあ・やず」で販売しますのでご利用ください。

*若桜鉄道を利用される高校生の若桜鉄道区間の通学定期料金の半額を助成しますのでご利用ください。

4. 放置危険家屋について

長い間放置された老朽危険家屋が増加しています。町では危険な家屋として判定された場合、家屋の撤去に対する助成制度を設けています。助成金額は撤去費用の1/2で、上限は60万円となっています。

人 権 推 進 課

八東庁舎 人権推進課 TEL 84-1228

中央人権啓発センター TEL 84-3496

船岡人権啓発センター TEL 73-0030

郡家人権啓発センター TEL 72-2672

1. 人権教育の推進について

①各地区人権教育推進委員会（郡家地域7・船岡地域4・八東地域3）主催による人権問題学習会等の事業に多くの皆様方にご参加いただきますよう、呼び掛けをお願いします。

②町人権尊重のまちづくり講演会（7月2日（日）（予定））、町部落解放研究集会（12月3日（日）（予定））等へのご参加をお願いします。

2. 人権啓発センターの事業等について

○人権施策の一層の推進を図るため、中央人権啓発センターを中心に福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる施設として、啓発、広報活動や相談事業等、周辺地域と一体となった活動を展開します。皆様の積極的なご活用をお願いします。

○人権問題講座（各地域3回、合計9回）を計画していますので、ご参加をお願いします。

○英語教室、書道教室、生花教室など地域交流事業を実施していますので、ご参加をお願いします。

○人権に関わる相談事業を実施していますので、ご利用をお願いします。

3. 解放文化祭の実施について

○八東地域： 7月15日（土）～16日（日）（予定）

○船岡地域： 10月28日（土）～29日（日）（予定）

○郡家地域： 11月25日（土）～26日（日）（予定）

4. 各種相談について

人権相談（人権推進課）・行政相談（企画課）・心配ごと相談（社会福祉協議会）

原則 毎月第2水曜日（中央公民館・船岡地区公民館・丹比地区公民館）

開設時間：13:30～16:00

5. 八頭町団体育成事業助成制度について

町内の自治会組織や各種団体等が行う人権啓発・教育を目的とした研修や講演会などに必要な講師料を助成する制度です。詳しくは人権推進課までお問い合わせください。

男女共同参画センター

八頭町徳丸 578-1

TEL 84-2361 FAX 84-2362

1. 男女共同参画センターについて

①学習及び啓発

- ・「男女共同参画フェスティバル」の開催・11月12日（日）（予定）
- ・平成28年度に「第3次男女共同参画プラン」を策定し、このプランに基づき事業を展開しています。
各種講座を実施しますので参加をお願いします。
- ・各組織での研修会等において「男女共同参画出前講座」を実施しますので、ご利用をお願いします。
- ・毎月広報やずへ「4コマ漫画」を掲載していますのでご覧ください。
- ・「男女共同参画かるた」及び「子育てかるた」の貸出を行っています。各種団体活動等で活用をお願いします。

②人材育成

研修会等への参加により男女共同参画リーダー養成を行っています。

③情報の収集・提供

関連図書・DVDやの絵本の貸出を行っていますのでご活用ください。

④相談事業

- ・弁護士による『なんでも相談』を行っていますのでご利用ください。
（偶数月の第1金曜日 13:30～16:30
1人45分以内 4名 予約制）
- ・女性に対する暴力相談窓口を設置しています。（受付は随時）

⑤団体の活動支援

登録団体の活動支援を行っていますので、積極的な登録をお願いします。

2. 集落における男女共同参画の推進について

役員等への積極的な女性の登用による女性の声を村づくりに生かす体制づくりを推進しています。積極的な女性の登用をよろしくお願いします。

町 民 課

本 庁 町民課 TEL 76-0205
76-0211

1. 環境衛生事業について

- ① 「家庭ごみの分別と出し方手引き」に基づき、今後ともごみの分別と減量化にご協力をお願いします。
- ② 「八頭町美しい町づくり条例」を平成21年4月1日から施行しています。
ごみのポイ捨てのない、美しい八頭町にするため看板設置やパトロールを行います。
- ③ 適正処理困難廃棄物の回収斡旋を行います。(11月)

【区長会資料(資料編) P16】

- ④ 集落ごみステーション等整備に対する補助制度をご利用ください。現在のごみステーションの移転、修繕等を対象としています。補助金の終期は平成30年3月31日までです。

【区長会資料(資料編) P17】

- ⑤ 生ごみの分別回収による液肥への取り組みについて
町ではごみの減量化を進め、資源を有効にリサイクルするため、各家庭から出る生ごみを回収しリサイクルする事業を推進しています。実施をご検討いただける集落がありましたらご連絡ください。

【区長会資料(資料編) P18～P19】

- ⑥ コンポストの購入補助
生ごみのリサイクルを推進するため、コンポストの購入に対して助成しています。
- ⑦ 家庭用パソコンの廃棄について
従来は、個人が家電販売店等に引き取ってもらったり、メーカーに回収依頼して処分していただいていたのですが、平成29年4月より50センチ未満のパソコンは「小型破碎ごみ」として出せるようになりました。50センチ以上の家庭用パソコンについては、従来どおり家電販売店等やメーカーを通しての処分をお願いします。

2. マイナンバー制度について

現在、マイナンバーカードの申請をされた方に役場各庁舎でマイナンバーカードの交付を行っています。多くの方に取得をお願いします。なお、マイナンバーに関する問い合わせは町民課まで連絡ください。

3. 社会を明るくする運動の協力募金について

犯罪や非行のない明るい社会づくりを推進するため、募金(1世帯当り50円)のご協力をお願いします。(7月)

※募金事業につきましては強制ではありませんので、集落、各家庭の状況に合わせていただき、ご協力をお願いします。

福 祉 課（福祉事務所）

生活支援係 TEL 72-3581 母子父子支援係 TEL 72-3583

障がい福祉係 TEL 72-3590 地域福祉係 TEL 72-3586

生活支援について

①生活保護の実施

②生活困窮者自立支援（委託事業）

町社協本所「福祉総合相談窓口」の相談支援員がサポートします。

就労支援が必要な方には、委託事業者の就労支援員がサポートします。

母子父子支援について

①助産施設・母子生活支援施設への入所措置

②ひとり親家庭の子どもの学習支援

③児童扶養手当 ほか

障がい福祉について

①障がい福祉サービス支援事業、障害者手帳等の各種申請及び相談

※身体障害者等医療費助成、作業所通所費助成、人工透析通院費助成、NHK受信料免除申請については、船岡・八東住民課でも受け付けています。

②あいサポーター研修

※地域や職場などで行われる様々な研修・会合等で、「あいサポーター研修」を実施していただきますようお願いします。研修を希望される際は、障がい福祉係へお申込みください。

地域福祉について

①地域福祉組織の立ち上げ

平成24年度より、概ね旧小学校区を単位とした地域の福祉組織（まちづくり委員会）の立ち上げを推進しています。現在9地区でまちづくり委員会が設立され、カフェなど憩いの場づくり、ひとり暮らしの高齢者の見守り支援や介護予防等の活動が活発に行われています。まだ立ち上っていない地区につきましては、事業説明会等と呼び掛けさせていただきます。

②災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金の募集について

支え愛マップづくりを通して、要援護者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくり（平常時の見守り体制づくり）等の取り組みに要する経費を補助（補助率10/10）するものです。（1集落あたり上限5万円で1回限り）

※希望される集落は、八頭町社会福祉協議会へお申込みください。

【区長会資料（資料編）P11】

③災害時要援護者登録台帳の更新について

要援護者の方々を日ごろから見守り、声掛けなどの実践活動を通して、災害時の安否確認や避難誘導を円滑に行うことのできる地域づくりを進める目的で、災害時要援護者登録台帳を作成しています。

昨年6月～7月にかけて、前任の区長さんに災害時要援護者登録台帳（マップ）をお渡ししておりますので、台帳の引継ぎをお願いします。今年度につきましては、昨年と同様、6月～7月にかけて、情報を更新した新しい登録台帳をお渡しする予定です。

【区長会資料（資料編）P15】

保 健 課 (郡家保健センター内)

保健課 保 健 係 (代) TEL 72-3566
介護保険係 TEL 72-3555
地域包括支援センター TEL 72-3574

1. 健康づくり事業について

(1) がん検診受診券(集団検診用・医療機関検診用)は、5月下旬に各個人宛に郵送する予定です。

①集団検診は、6月14日から1月15日まで実施(無料)し、土曜日検診(11/25、12/16)及び休日検診を(1/14)、女性を対象の午後検診(子宮・乳がん検診のみ)を2回(12/16、1/15)行います。

②巡回検診(肺がん・大腸がん検診)も実施しますので多くの方に受診していただきますようお願いします。

③医療機関検診は、6月1日～2月28日まで契約医療機関で行います。医療機関での胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの検診については、一部自己負担(生活保護及び非課税世帯は除く)が必要です。

(2) 各保健センターでの健康相談や医師等を招いての健康講座などを行っています。

2. 介護保険制度について

(1) 日常生活において支援が必要になったり、認知症や寝たきり状態になったなど、介護保険サービスの利用が必要となったときは、要介護認定の申請を行ってください。申請窓口は、保健課介護保険係、船岡住民課、八東住民課です。

(2) 介護予防教室対象者を把握するため、介護保険の認定を受けておられない高齢者の方を対象に健康状態のアンケートを実施する予定です。

(3) 平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まります。認定を受けなくても、基本チェックリストで事業該当者となれば「通所介護」「訪問介護」のみ利用可能となります。

3. 地域包括支援センターについて

(1) 高齢者のみなさんの総合相談窓口です。介護予防、介護相談、権利擁護など、お気軽にご相談ください。

(2) 認知症についての正しい知識・理解の普及、認知症の人やその家族を地域で見守り、支え合いをすすめていくことができるように、認知症サポーター養成講座を各集落や事業所等に出向き実施しています。

(3) 認知症の早期発見や予防に向けて、希望される集落等を巡回し、認知症予防講話とタッチパネル式コンピューターを用いた「もの忘れチェック」を行っています。

(4) 平成29年度より認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を地域包括支援センター内に設置し、認知症の方への相談体制の充実を図ります。

産業観光課

本 庁 産業観光課 TEL 76-0208

関西事務所 公用携帯 090-1688-0308

FAX 06-6341-3972

1. 新規補助事業について

- ① 農業用施設等整備費補助金（補助率 4/10、限度額 20 万円、工事費が 5 万円以上）
- ② 起業家支援補助金（補助率 1/2、限度額：個人 75 万円、法人 150 万円）
- ③ 民泊開設支援事業補助金（補助率 1/2、限度額：個人 50 万円、1 集落で 5 戸以上 70 万円、対象：農林漁業者）

2. 八頭町農業公社の機能強化について

- ① 農地情報の提供 ② 担い手間の連携 ③ 就農相談の窓口 ④ 研修受け入れ体制
- ⑤ 樹園地再生・継承 ⑥ 耕作放棄地再生 ⑦ 農地中間管理の窓口

＊職員体制を整備し受付窓口の拡大を図るなど利便性の向上に努めます。

3. 平成 29 年「緑の募金」運動について

- ① 期間（春期） 3 月 25 日～5 月 31 日
- ② 募金は、1 世帯当たり 200 円を目標としています。
- ③ 緑の募金事業で植樹を希望される集落は、ご相談ください。

4. 有害鳥獣被害対策について

一体となった被害対策に取り組む集落を支援しています。取り組みを希望される集落は、ご相談ください。

5. 公園施設の利用について

- ・姫路公園 4 月 29 日開園 ＊5 月 3 日 姫路公園まつり
- ・船岡竹林公園 3 月 1 日開園 ＊4 月 29 日 竹林まつり
- ・八東ふる里の森 4 月 29 日開園 ＊7 月 17 日 ふる里の森まつり

★扇ノ山やま開き：姫路公園コース 5 月 28 日：ふる里の森コース 7 月 16 日

6. ミニ SL 博物館について

4 月 1 日（土）からオープン（博物館：高校生以上 200 円、乗車体験 100 円）

7. 第 13 回きらめき祭について

- ① 期 日 7 月 30 日（日） ② 会 場 《郡家運動場》

8. 八頭町マルシェ 2017 について

- ① 期 日 10 月 22 日（日） ② 会 場 《八東総合運動公園》

9. 地域商店の振興について

地域の商店をみんなで利用し、地域振興にご協力ください。

10. 郡家駅コミュニティ施設（ぷらっとびあ・やず）の利活用について

多目的交流スペースの利活用をお願いします。（個人、団体、グループ等）

11. 八頭町関西事務所について

販路開拓、UI ターン相談、就労支援、誘客等行っていますので、お気軽にご相談ください。

＊八頭町マスコットキャラクター「やずびん」をよろしくお願いいたします。



建設課

本 庁 建設課 TEL 76-0206

1. 町道の改良、舗装、補修事業について

補修等の必要な箇所がありましたら、ご連絡ください。

2. 町道の占用等について

道路占用、境界の立会、形状変更等を行う場合には申請をお願いします。

3. 法定外公共物の管理について

赤線（里道）・青線（水路）占用、境界の立会、形状変更等を行う場合には申請をお願いします。

4. 災害復旧事業について

- | | | | |
|-------------|-------|-------|----------|
| ○農地農業用施設災害 | 採択基準 | 国の査定額 | 1件40万円以上 |
| （田・畑、農業用施設） | 地元負担金 | 最高5% | |
| ○公共土木災害 | 採択基準 | 国の査定額 | 1件60万円以上 |
| （町道、小河川） | 地元負担金 | なし | |

5. 町営住宅・県営住宅の入居について

空き住宅ができましたら、広報、防災行政無線でお知らせします。

6. 八東川河川公園（水辺プラザ）の利用について

①グラウンド・ゴルフ場は4コース（全32ホール）あります。

（日本グラウンド・ゴルフ協会の認定コース）

・会員証（1年・半年・1月）及び1日券の発行は、本庁建設課、各庁舎住民課で扱っています。（土、日、祝日は本庁舎の当直員で対応します。）

・施設の予約（団体等の貸切は、2コース・100名程度～）は建設課へ

②その他施設 スケート・パーク場、多目的広場（芝生）があります。

7. 国、県の事業の促進について

①国道及び県道の改良事業、河川改修事業、砂防事業の促進について協力をお願いします。

②急傾斜地崩壊対策事業の促進について協力をお願いします。

（受益対象戸数5戸以上、事業費の0.25%の受益者負担金が必要です。）

8. クリーンクリーン作戦について

8月6日（日）統一日 町道等の清掃ほか

上 下 水 道 課

船岡庁舎 上下水道課 TEL 72-3973
FAX 73-0290

1. 簡易水道について

- ①水道メーター検針は、毎月1日～10日の間に実施しています。
定期的な宅地内の漏水チェックをお願いします。
宅地内での漏水は、料金が発生します。漏水を発見し、修繕されたら水道
使用料減免申請書の提出をお願いします。
- ②防火訓練などで消火栓を使用される場合、事前に届出をお願いします。
- ③道路などで漏水の疑いのある箇所を発見されたらお知らせください。
水道管破裂等により、急な断水となる場合があります。ご協力をお願いします。

2. 下水道について

- ①家庭のトイレや宅内マスに、タオル・雑巾・下着・生理用品や油類・農薬
容器の洗浄液など流さないようにお願いします。
- ②下水道への早期接続を推進していますので、ご協力をお願いします。
- ③合併処理浄化槽の設置希望者の方は12月末までに申し込みください。
(農業集落排水や公共下水道処理区域外が対象です。)
- ④高齢者福祉施設等の入所者を対象に下水道使用料減免制度があります。
(施設入所の証明書等を添付して、申請をお願いします。)

3. その他

- ①漏水修繕など水道関連の工事や下水道管の点検・清掃など宅内工事をされ
る場合は、八頭町指定の工事店にご依頼ください。
- ②世帯単位で転出、転入、転居されるときはご連絡ください。

地 籍 調 査 課

船岡庁舎 地籍調査課 TEL 72-3154

FAX 73-0290

1. 平成29年度の調査等について

平成29年度に一筆地調査に着手する地区は、上津黒の一部0.92km²、明辺の一部0.19km²及び落岩の一部1.48km²（郡家地域）、船岡殿の一部2.27km²（船岡地域）、日田の一部2.17km²（八東地域）で、調査面積は7.03km²、筆数は2,241筆を予定しています。調査地区に土地をお持ちの方々には、あらためて案内をします。

平成29年度一筆調査着手地区

地域	着手年度	地区名	調査面積	筆数	備考
郡家	H29	上津黒の一部	0.92km ²	558筆	直営
〃	〃	明辺、落岩の一部	1.67km ²	749筆	直営
船岡	〃	船岡殿の一部	2.27km ²	735筆	委託
八東	〃	日田の一部	2.17km ²	199筆	直営
計			7.03km ²	2,241筆	

※平成25・26年度までに実施した、市場、明辺の各一部（郡家地域）、志子部の一部（船岡地域）及び柿原、皆原の各一部（八東地域）については、平成29年2月に法務局へ送付しました。平成27年度に実施した覚王寺、明辺の各一部（郡家地域）、船岡、破岩、坂田の各一部（船岡地域）及び皆原、島、南の各一部（八東地域）については、認証請求中です。平成28年度に実施した市場、覚王寺、明辺、落岩の各一部（郡家地域）、坂田の一部（船岡地域）及び日田の一部（八東地域）については本年度本閲覧を予定しています。

2. 山林境界保全実施助成事業（境界杭の支給）について

山林、原野（通称：山地）の地籍調査未実施区域について、後年実施予定である地籍調査の本調査時点において境界不明の発生を防ぐため、自主的に境界杭設置を実施される部落又は団体等を対象として境界杭の現物支給を行っています。

なお、設置した境界杭は本調査での境界杭と成り得ますので、一定の書類提出をお願いします。

3. 地籍調査に基づく土地情報データ交付について

地籍調査完了地区については、地積測量図、一筆図形、筆界点座標値、多角点網図座標値など土地情報データの交付は地籍調査課、税務課及び八東住民課で行っています。

受付窓口

- ・船岡庁舎 地籍調査課 TEL 72-3154
- ・本 庁 税 務 課 TEL 76-0204
- ・八東庁舎 八東住民課 TEL 84-1222

教 育 委 員 会

八東庁舎 学校教育課 TEL 84-1231
社会教育課 TEL 84-1232
FAX 84-1201
中央公民館 TEL 72-3113

1. 青少年健全育成運動について

- ①毎月8の付く日(8.18.28)を『やずっ子の日』として、あいさつ、声かけの町内一斉運動を展開していますので、各集落でもご協力ください。(あいさつは心と心をつなぐ架け橋)
- ②集落等の行事に子どもたちをできるだけ参加させ、地域との関わりを持たせてください。(特に、小学生・中学生・高校生)
- ③青パト(各地域ごとに週3回程度)を実施しています。子どもは地域の宝、子どもたちを地域で守り育てる機運を高めてください。

2. 体育行事への参加について

- ①町及び体育協会主催の各種スポーツ大会を実施しています。各集落、グループで積極的にご参加ください。【区長会資料(資料編)P20】
- ②第12回森下広一杯八頭町マラソン大会
期日 平成29年10月9日(体育の日)
会場 船岡小学校グラウンド(走路 陸連公認コース)

3. 図書館の利用について

郡家図書館、船岡図書館、八東図書館の利用をお願いします。図書利用者カードがあれば、どこからでも借りられますし、どこからでも返却できます。
図書館車でを行っている巡回サービスもお気軽にご利用ください。
なお、移動図書館車の巡回ステーション【区長会資料(資料編)P21】をご希望の場合は、区長さんを通じて各図書館までご連絡ください。

4. 公民館事業への参加について

中央公民館、9地区公民館(郡家東、郡家西、大江、済美、船岡、隼、丹比、八東、安部)で公民館事業、社会教育及び生涯学習活動を実施しています。地域の教育並びにコミュニティ活動の拠点として、お気軽にご利用ください。また、事業の要望等皆様の声を遠慮なくお聞かせください。

- ・中央公民館＝開館日：火曜日～日曜日(休館日は、月曜日)
- ・地区公民館＝開館日：火曜日、水曜日、金曜日(ただし、大江地区は土曜日)

5. 文化財に関する助成について

麒麟獅子舞など伝統芸能の用具の修繕及び指定文化財の保護・管理に対して助成制度がありますので、お気軽にご相談ください。

6. 花と緑の町づくり事業

- 花苗の幹旋・・・花苗1株当たり35円で配布(町補助25円、株単価60円)
- 春 6月2日(金)事業所配布、6月3日(土)集落配布予定。
品種 マリーゴールド、サルビア、ペチュニア、ベゴニアの4種類
- 秋 11月2日(木)事業所配布、11月4日(土)集落配布予定。
品種 パンジー、ビオラの2種類

議 会 事 務 局

船岡庁舎 議会事務局 TEL 72-3975

FAX 72-2641

1. 議 員 定 数 14人

2. 定例会と臨時会について

①定例会は年に4回(3、6、9、12月)開催します。

日程は防災行政無線・議会だより・八頭町ホームページでお知らせしています。

一般質問通告書は八頭町ホームページに会期中掲載しています。

②臨時会は必要に応じて開催します。

3. 本会議・委員会・全員協議会の傍聴について

①本会議はどなたでも傍聴できます。議場入り口で、住所・氏名を記載していただくだけで傍聴できます。傍聴席は25席で先着順です。

②委員会・全員協議会は公開を原則としています。事前に議会事務局にお問い合わせください。

③定例会本会議はケーブルテレビで生放送しています。また、一般質問は定例会翌月に再放送しています。

4. 請願と陳情について

①請願・陳情は、町政などについて直接議会に要望する制度です。

②請願については議員の紹介が必要です。

③議会に提出された請願書、陳情書は委員会などで審査し、本会議で採択されたものは町長や各執行機関に送り、実現に向け努力するよう求めます。

5. 議会だよりについて

町民の皆様は、議会の活動をより深く知っていただくため、議会だよりを年4回発行しています。発行後、八頭町ホームページに掲載しています。

6. 会議録の閲覧について

①議会事務局、各庁舎の町民ホール、図書館で閲覧できます。

②八頭町ホームページ「会議録検索システム」で閲覧できます。

農 業 委 員 会

本 庁 農業委員会事務局 TEL 76-0207
FAX 76-0217

1. 新制度による農業委員会の発足

法律改正に伴う新たな制度による農業委員会が発足いたします。

現在は、応募・推薦いただいた農業委員及び農地利用最適化推進員の候補者の皆様の情報を整理しており、今後、6月定例議会へ人事案件として上程・可決及び農業委員会での審査・決定を経て、平成29年7月20日に発足の予定です。

2. 農業委員会への申請について

農地を宅地や駐車場、山林、墓地など農地以外に転用する場合は、県知事の許可が必要です。

また、農地の売買や贈与などにより所有権を移転する場合や農地を貸し借りする場合は、農業委員会の許可が必要です。

農地に関する申請書は、毎月20日までに農業委員会に提出をお願いします。翌月の10日を基準に開催する定例の農業委員会で審議します。

3. 農作業標準賃金について

平成29年度適用の農作業標準賃金表は、広報やず4月号と合わせて送付していますので、参考にしてください。

4. 農地賃借料情報について

平成28年1月から12月までの1年間に締結(公告)された農地の賃貸借、使用貸借について、農地法第52条に基づき下記のとおり情報提供を行っていますので、農地の賃借料を決定する際の参考にしてください。

(広報2月号に掲載)

(水田)

(年間10a当り)

地域名	賃 貸 借				使用貸借
	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)	データ数(件)
郡 家	5,800	9,900	600	457	55
船 岡	5,200	11,400	3,500	84	17
八 東	6,700	12,000	3,000	68	93
八頭町平均	5,800			609	165

※「データ数」は、集計に用いた筆毎の契約数です。

※平均額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※使用貸借とは、農地を無償で借りて使用することです。

農地を貸したい方、借りたい方、その他農地についての相談は農業委員会事務局に、ご連絡をお願いします。

八頭町社会福祉協議会

電 話 本所 72-6210 船岡 73-0672 八東 84-2210

FAX 本所 72-2793 船岡 72-6122 八東 84-2227

1. こだまネットワークについて

住み慣れた地域で、安心して暮らせる町づくりを目指して、独居、高齢者世帯、障がい者の方など見守りが必要な方を集落で支えていくネットワークの充実を図ります。

2. ふれあいサロンについて

地域の「仲間づくり」、「交流」を目的とするサロンを、各集落に立ち上げをお願いし、地域における住民の方々の輪を広げ、高齢者の支え合いの場所づくりとなるように推進を図ります。

3. 自立相談支援事業

社会福祉協議会では、自立相談支援事業として、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者）に、就労の支援・その他の自立に関する問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等のさまざまな支援を一体的にかつ計画的に行うための援助事業を、町と連携を図りながら取り組んでいきます。

4. 社会福祉協議会の会員会費について（お願い）

社会福祉協議会は、地域の皆様に支えられた福祉団体です。地域の皆様に会員となっただき、ご意見、ご要望をお聞きしながら事業を展開し、誰もが安心して暮らすことができる町づくりに取り組みます。

住民の皆さまのご賛同をいただき、社協会員・会費（1世帯 1,000 円）のご協力をお願いします。（7月）

5. 赤い羽根共同募金事業について

赤い羽根共同募金事業（1世帯 1,000 円）は10月～12月、歳末たすけあい募金事業（1世帯 300 円）は12月に、募金事業をおこないますのでご協力をお願いします。

なお、募金は、事業に合わせた計画募金ですので、目標額を設定しております。強制ではありませんので、集落、各家庭の状況に合わせていただき、ご協力をお願いします。

6. 祭壇の貸出しについて

祭壇貸出し使用については、無料ですのでご利用ください。祭壇利用申込については、社会福祉協議会本・各支所までお申込みください。

なお、組立・搬送については、有料で八頭町シルバー人材センター（☎72-3351）に委託しています。運搬・組立（二人）の料金は、24,000 円です。

行政組織図

本庁舎

2F 建設課 76-0206
産業観光課 76-0208
農業委員会事務局 76-0207
地方創生室 76-0213
企画課 76-0212
若桜鉄道運行対策室

関西事務所 (090-1688-0308)

1F 出納室 76-0202
総務課 76-0201(代表)
(選挙管理委員会事務局)
防災室 76-0203
税務課 76-0204
町民課 76-0205
76-0211

郡家東保育所 72-5000
郡家保育所 72-3123
国中保育所 72-3137
船岡保育所 72-6400
安部保育所 84-3241
八東保育所 84-2323
丹比保育所 84-2360
子育て支援センター 72-3345

郡家保健センター

保健課 72-3566
地域包括支援センター 72-3574
福祉課 72-3581
(福祉事務所 72-3581)

男女共同参画センター
84-2361

船岡庁舎

3F 議会事務局 72-3975
(監査委員事務局)

1F 船岡住民課 72-0044(代表)
地籍調査課 72-3154
上下水道課 72-3973

八東庁舎

1F 八東住民課 84-1222(代表)
人権推進課 84-1228
教育委員会事務局
学校教育課 84-1231
社会教育課 84-1232

郡家人権啓発センター 72-2672

船岡人権啓発センター 73-0030

中央人権啓発センター 84-3496

学校給食共同調理場 72-0304
中央公民館 72-3113
郡家図書館 72-6660
船岡図書館 72-3970
八東図書館 84-6622

東市場児童館
上万代寺児童館
土師百井児童館
国中二区児童館
隼福児童館
新庄児童館
上野児童館
八東児童館
下南児童館

84-3497
84-2228

郡家東地区公民館 76-0335
郡家西地区公民館 76-0336
大江地区公民館 73-8838
済美地区公民館 72-0166
船岡地区公民館 72-0085
隼地区公民館 72-1611
安部地区公民館 84-3468
八東地区公民館 84-3001
丹比地区公民館 84-1251